国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程(16 経教 規則第24号)の一部を次の通り改正する。

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程(16 経教 規則第24号)の一部を次の通り改正する。				
現行	改 正(案)	備	考	
国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程				
平成16年4月7日				
16 経教 規則第24号				
第1条~第6条 省 略	第1条~第6条 省 略(現行どおり)			
(教授の資格) 第7条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 -~三 省略 四 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者五~六 省略 (助教授の資格) 第8条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 - 省略 二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者三~五 省略	(教授の資格) 第7条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 ー~三 省略(現行どおり) 四 大学において教授、 <u>准教授</u> 又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者五~六 省略(現行どおり) (<u>准教授</u> の資格) 第8条 <u>准教授</u> となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 ー 省略(現行どおり) 二 大学において <u>助教</u> 又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者三~五 省略			
(講師の資格) 第9条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす	(講師の資格) 第9条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす			
3.	3.			
一 第7条又は前条に規定する教授又は <u>助教授</u> となることのできる者 二 省略	一 第7条又は前条に規定する教授又は <u>准教授</u> となることのできる者 二 省略(現行どおり)			

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正(案)

現行	改 正(案)	備	考
(新設)	(助教の資格) 第9条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。 — 第7条各号又は第8条各号のいずれかに該当する者 — 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的するもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 三 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者		
第10条~第13条 省 略 附 則 省 略	第10条~第13条 省 略(現行どおり) 附 則 省 略(現行どおり)		

附 則 (18 教 規程第42号)

この規程は、平成19年2月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。